平成２３年（フ）第１２６９３号
神奈川県藤沢市高倉609―１―102
債務者　三浦　淑矢
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八坂　玄功
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５４号
千葉県白井市桜台２丁目19番１棟109号
債務者　野崎　一彦
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　一浩
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０９６号
東京都昭島市昭和町２丁目７番23―301号
債務者　門田　正男
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀清二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０９７号
東京都昭島市昭和町２丁目７番24号
債務者　竹中　三博
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀清二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４０６号
東京都日野市大坂上２丁目10―１―205
債務者　五十嵐大悦
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５０９号
東京都中央区新富１丁目17―６―202
債務者　鳥田　寛
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田門　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３号
山形県最上郡大蔵村大字清水1519番地
債務者　國分百合子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向田　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６６４号
大阪府岸和田市北町５番９号、前住所鳥取県鳥取市覚寺72番地41
債務者　アロマテラピーハーブサロンこと　丸瀬　美樹
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番58号Ｆ―８
債務者　川田　博文
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７４号
大阪府貝塚市麻生中822番地12
債務者　鳥越　作家
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
神戸市中央区中山手通８丁目１番６―608号
債務者　安田日出男
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９０号
神戸市須磨区北落合３丁目１番371―204号、従前の住所神戸市須磨区竜が台１丁目１番地の２　33号棟202号
債務者　佐原　和子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重村　禎昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９号
広島市東区牛田東２丁目12番54―406号
債務者　八田　實
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６８号
広島県東広島市八本松町飯田127番地４
債務者　山口　忠信
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８号
群馬県藤岡市下戸塚12番地１
債務者　櫻井　実
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　研二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８３４号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目４番５―102号
債務者　左近充英人
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部